



平成21年 8 月26日 開会

平成21年 8 月26日 閉会

平成21年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

広域連合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	2
定例広域連合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	5
追加議事日程	6
会議に付した事件	7
監査結果報告一覧表	8
出席・欠席議員	9
出席した説明員	9
出席した書記	9
開会宣言	10
日程第1 仮議席の指定について	10
日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙	11
報 告	12
日程第1 議席の指定について	12
日程第2 会議録署名議員の指名について	12
日程第3 会期の決定について	13
日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙	13
日程第5 一般質問	14
・ 1番 黒見 節子君	14
広域連合長 高木 直矢君	15
事務局長 保崎 博通君	15
日程第6 議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）」	17
広域連合長 高木 直矢君（提案説明）	17
事務局長 保崎 博通君（提案説明）	17
採 決	18
日程第7 議案第15号・議案第16号・議案第17号	18
広域連合長 高木 直矢君（提案説明）	19
事務局長 保崎 博通君（提案説明）	19
・ 17番 木下 哲夫君（質疑）	22
事務局長 保崎 博通君	23
・ 17番 木下 哲夫君（質疑）	24
事務局長 保崎 博通君	24
・ 1番 黒見 節子君（質疑）	25
事務局長 保崎 博通君	25

・ 1 番	黒見 節子君	2 6
採 決		2 7
日程第 8	議案第 1 8 号・議案第 1 9 号	2 8
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	2 8
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	2 9
採 決		3 4
日程第 9	議案第 2 0 号「専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号))」	3 4
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	3 4
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	3 4
採 決		3 5
日程第 1 0	議案第 2 1 号・議案第 2 2 号	3 6
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	3 6
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	3 6
・ 1 7 番	木下 哲夫君 (質疑)	3 7
	事務局長 保崎 博通君	3 8
採 決		4 0
日程第 1 1	議案第 2 3 号・議案第 2 4 号	4 0
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	4 0
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	4 1
採 決		4 1
日程第 1 2	議案第 2 5 号「専決処分の承認を求めることについて (岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例))」	4 2
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	4 2
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	4 2
採 決		4 3
日程第 1 3	議案第 2 6 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」	4 3
	広域連合長 高木 直矢君 (提案説明)	4 3
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	4 4
採 決		4 4
日程第 1 4	議案第 2 7 号「副広域連合長の選任について」	4 5
	事務局長 保崎 博通君 (提案説明)	4 5
採 決		4 6
日程第 1 5	請願第 1 号「保険料の滞納を理由にした「資格証」の発行を行なわな いことの請願書」	4 6
採 決		4 6
閉 会 宣 言		4 7

一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表.....	4 8
会議録署名議員.....	4 9

岡 広 総 第 2 0 0 号
平 成 2 1 年 8 月 1 1 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

平成 2 1 年 8 月 岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会の招集について

このことについて、別紙岡山県後期高齢者医療広域連合告示第 2 2 号の写しを添えてお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 2 号
平成 2 1 年 8 月 1 1 日

平成 2 1 年 8 月 2 6 日（水曜日）午後 1 時 3 0 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

議案の送付について

平成21年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））
- 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））
- 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））
- 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第7号））
- 議案第18号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 議案第19号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 議案第21号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第22号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第26号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡 広 総 第 2 1 8 号
平 成 2 1 年 8 月 2 6 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 高 木 直 矢

議案の送付について

平成21年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

議案第27号 副広域連合長の選任について

8月定例広域連合議会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月26日	(水)	午後1時00分	全員協議会	
		午後1時30分	本 会 議	仮議席の指定について 岡山県後期高齢者医療広域 連合議会議長選挙 ----- 議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 岡山県後期高齢者医療広域 連合議会副議長選挙 一般質問 議案の上程・採決 請願の上程・採決

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年8月26日(水)午後1時30分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	仮議席の指定について
第 2	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

追加議事日程(第1号の追加1)

平成21年8月26日(水)午後1時30分開議

日程番号	会議に付する事件
第1	議席の指定について
第2	会議録署名議員の指名について
第3	会期の決定について
第4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙
第5	一般質問
第6	議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)) (上程・採決)
第7	議案第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)) 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)) 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第7号)) (上程・採決)
第8	議案第18号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第19号 平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第9	議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)) (上程・採決)
第10	議案第21号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号) 議案第22号 平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (上程・採決)
第11	議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例) 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例) (上程・採決)

第12	議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例） (上程・採決)
第13	議案第26号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第14	議案第27号 副広域連合長の選任について (上程・採決)
第15	請願第1号 保険料の滞納を理由にした「資格証」の発行を行なわないことの請願書 (上程・採決)

本日の会議に付した事件

追加議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	21. 2. 4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成20年12月分例月出納検査結果報告
2	21. 3. 5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年1月分例月出納検査結果報告
3	21. 4. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年2月分例月出納検査結果報告
4	21. 5. 7	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年3月分例月出納検査結果報告
5	21. 6. 4	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年4月分例月出納検査結果報告
6	21. 7. 9	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年5月分例月出納検査結果報告
7	21. 8.11	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成21年6月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	黒田 晋	出席	
2	田辺 昭夫	欠席		11	田主 智彦	〃	
3	宮武 博	出席		12	西田 孝	〃	
4	草加 敏彦	〃		13	佐藤 友彦	〃	
5	平野 敏弘	〃		14	道上 正寿	〃	
6	池田 仁士	〃		15	山野 通彦	〃	
7	高谷 茂男	欠席		16	万殿 紘行	〃	
8	瀧本 豊文	出席		17	木下 哲夫	〃	
9	片岡 聡一	欠席		18	栗井 忠義	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	高木 直矢	業務課資格賦課班長	枝廣 成紀
副広域連合長	重森 計己	業務課給付班長	片山 哲司
監査委員	広瀬 慶隆	業務課給付班主任	岡 誠治
事務局長	保崎 博道	総務課班長	上井 勉
業務課長	佐藤 敏樹		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	横山 徹哉	書 記	田村 政志
書 記	吉山 慎一		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

○事務局長（保崎 博道君）

失礼いたします。お揃いでございますので、ただいまから本会議、定例会のほう、開催させていただきます。

本会議につきましては、現在議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、年長の議員は池田仁士議員でありますので、御紹介いたします。

池田議員、議長席のほうに御着席をお願いいたします。

○臨時議長（池田 仁士君）

失礼をいたします。それでは、全員協議会に引き続きまして、臨時議長ということでございますので、本会議もスムーズに進行できますように、皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたします。

本日、平成 21 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ、御参集をいただき大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 15 名であります。欠席議員は、田辺議員、高谷議員、片岡議員の 3 名から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（池田 仁士君）

日程第 1、「仮議席の指定」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、ただいま着席の議席を本議席といたします。

黒見節子議員の議席は 1 番に、それから田辺昭夫議員の議席は 2 番に、私、池田議員は 6 番に、瀧本豊文議員の議席を 8 番に、片岡聡一議員の議席は 9 番に、田主智彦議員の議席を 11 番に、西田孝議員の議席を 12 番に、万殿紘行議員の議席を 16 番に、木下哲夫議員の議席は 17 番に、栗井忠義議員の議席は 18 番に指定をさせていただきます。

仮議席一覧表

1	黒見節子	8	瀧本豊文
2	田辺昭夫	9	片岡聡一
3	宮武博	10	黒田晋
4	草加敏彦	11	田主智彦
5	平野敏弘	12	西田孝
6	池田仁士	13	佐藤友彦
7	高谷茂男	14	道上正寿

15	山 野 通 彦	17	木 下 哲 夫
16	万 殿 紘 行	18	栗 井 忠 義

日程第2 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙

○臨時議長（池田 仁士君）

日程第2、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（池田 仁士君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたします。
お諮りをいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（池田 仁士君）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することと決定をいたしました。
それでは、指名をいたします。

議長に宮武博議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました宮武博議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（池田 仁士君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました宮武博議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました宮武博議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

それでは、議長の選任まことにありがとうございました。議長が決まりましたので、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

それでは、宮武博議長、議長席のほうに御登壇をお願い、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（宮武 博君）〔登壇〕

ただいまの皆様方の御推挙によりまして、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長という大変重要な要職につくことになり、その責任の重大さを痛感しているところでもございます。この上は、この議会の運営が適正かつ円滑に行われますよう全力を傾注してまいります。

覚悟でございますので、皆さん方の御協力をひとつよろしくお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

報 告

○議長（宮武 博君）

それではまず、報告をいたします。

監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、平成 20 年 12 月、平成 21 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月、6 月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程第 1 議席の指定について

○議長（宮武 博君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

議席一覧表

1	黒 見 節 子	1 0	黒 田 晋
2	田 辺 昭 夫	1 1	田 主 智 彦
3	宮 武 博	1 2	西 田 孝
4	草 加 敏 彦	1 3	佐 藤 友 彦
5	平 野 敏 弘	1 4	道 上 正 寿
6	池 田 仁 士	1 5	山 野 通 彦
7	高 谷 茂 男	1 6	万 殿 紘 行
8	瀧 本 豊 文	1 7	木 下 哲 夫
9	片 岡 聡 一	1 8	栗 井 忠 義

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮武 博君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、8 番、瀧本豊文議員、10 番、黒田晋議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（宮武 博君）

日程第4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙」を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思ひます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することとしたいと思ひます。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決定をいたしました。
それでは、指名をいたします。
副議長に池田仁士議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名いたしました池田仁士議員を副議長の当選と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました池田仁士議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました池田仁士議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知を行います。

池田仁士議員、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（池田 仁士君）〔登壇〕

失礼をいたします。ただいま副議長に選任をいただきまして、まことにありがとうございます。広域連合もいろいろと数多くの課題を抱えながら、皆さん方とともにこれから協議をしていかなければならないと思います。私ももう 2 カ月ほどで後期高齢者でございますので、皆さんとともにこの制度が本当に生かして行けるような状況に、連合長ともども皆さんと一緒に、岡山県の広域連合組織が十分活動できるように頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方の御協力をよろしくをお願いいたします。本日まことにありがとうございました。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、一般質問の前に暫時休憩をいたします。

午後 1 時 45 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

○議長（宮武 博君）

それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

日程第 5 一般質問

○議長（宮武 博君）

日程第 5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

1 番、黒見議員。はい、黒見議員。

○1 番（黒見 節子君）〔登壇〕

失礼いたします。発言許可をいただきましたので、1 番、黒見です。発言させていただきます。3 点質問させていただきたいと思っております。

1 点ですが、制度変更の周知についてということで、一昨年度から制度の変更、保険料のお知らせが次々あったのですが、被保険者に十分伝わってなくて、混乱があったように思います。被保険者は高齢であって、夫婦だけで暮らしているとか、またひとり暮らしの方も多くなっているということで、そのたびごと、何度もありましたので、制度の変更が十分伝わったのでしょうか。読んでもらえるように、字の大きさとか案内文が工夫されていたのでしょうか。周知についての課題をどんなふうに集約をされているのかということでお答えください。

第 2 点ですが、特別軽減についてです。保険料の特別軽減は平成 22 年度にはなくなるという予定ですが、被保険者の負担を考えると、激変緩和措置の検討が必要だと考えていま

す。例えば今年度の津山市の例を挙げてみますと、被保険者が1万4,818人おります。そのうち9,770人、約66%の人が軽減措置を受けていると聞いています。来年4月から軽減措置なしの保険料になると、その重い負担にびっくりされて、市町村の窓口での混乱がまた起こるのではないかと考えています。国政での制度変更になるということがあるかもしれませんが、国の機関に対して、組織もできていると聞いていますので、意見を出していただきたいのですが、どのように考えられますか、お考えをお聞かせください。

それから、第3点目ですが、担当者会議の開催をしてほしいと思います。実際の事務に当たっている担当者です。たびたびの制度変更、それから被保険者の状況とか制度の問題点とか、具体的な課題を把握するということも含めて、各自治体の事務担当者会議の開催を計画できないだろうかと思っています。窓口の対応にも、当然そのことは反映してくると思います。今後の計画に入れていただけるかどうか、お考えをお聞かせください。

以上3点です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

それでは、黒見議員さんから3点にわたりまして御質問をいただきましたので、私のほうからは特別減税についてお答えをさせていただきたいと思っております。

8.5割の軽減対象の方や、これまで被扶養者であった方の特別減税措置でございますが、平成21年度までに限定をしている制度上の措置でございます。御指摘のとおりであります。これらの制度上の措置でございますが、当医療制度に移行するための激変緩和措置として国において定められているものでありまして、その軽減分の財源についても市町村や保険料で負担するのではなく、国庫負担として措置されているところでございます。

御指摘のように平成22年度の激変緩和措置でございますが、広域連合として措置するには、その財源を市町村や、そして皆様方に負担をお願いしなければならないということになりますので、この措置をすることは困難といえますか、難しいと考えております。今後国においてどのように進められるか、考えているか、その動向や方針をしっかりと見据えまして、状況によりましては全国広域連合長会議、これは今年6月に立ち上げました。その立ち上げにも私もかかわっておりますので、黒見議員さんからの御指摘、御質問をいただきました、こうした全国的な課題については、国のほうへしっかりと要望していこう、そういう目的で全国広域連合を立ち上げていますので、状況を見ながら要望してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

その他の御質問についてでございますが、担当のほうから答弁をさせますので、御理解をいただきたいと思っております。ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長でございます。黒見議員からの御質問のうち、連合長御答弁以外について答弁いたします。

まず、制度の広報と周知についてという項目で、高齢者がこの保険の該当者でございます、制度の変更、文書の工夫など、十分であったか、制度変更や保険料の変更の周知に混乱がないようにという御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本制度の対象者は高齢者でございます。制度の周知につきましては、大変重要なことであろうと感じておるところでございます。制度施行前におきましては、制度のお知らせのパンフレットを作成し、全被保険者の対象者に御送付させていただきました。また、制度開始時におきましては、被保険者証を送付する際の封書の中に、新たに作成いたしました小冊子などを同封する等の制度のPR、周知を図ってまいりましたが、いろいろな情報がふくそうしたために、制度に対する不信や不安を持たれた方もいらっしゃったと思っております。

そういうことから、保険料の徴収方法など制度が変わったときなどには、より周知が図られますように、市町村と協力しながら、その対象となる方々に対しまして、ダイレクトメール等により事前に周知するように努めているとともに、更新時等の機会をとらえて制度の改正点等を記載した小冊子などを同封いたしております。また、市町村の広報紙やホームページの活用などにより、できるだけ周知を図ってきたところでございます。

確かに周知が十分、全く十分かどうかということにつきましては、いろいろ考えていかなければいけないと思っております。今後におきましても、御提案のあったような、文字を大きくしてわかりやすくする、あるいは早目早目にお知らせをする、あるいは問い合わせ先をはっきり明確に記すなど、いろいろな工夫をしながら、またいろいろな機会をとらえて、周知の徹底に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の事務担当者段階の会議の御要望についての御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連合と市町村で事務を分担しておりまして、それぞれが協力しながら運営を行っているところでございます。したがって、議員御指摘のとおり、制度変更などの具体的課題を把握するためにも、市町村との共通認識は大変重要なことであると考えております。そのため、昨年度は2回市町村説明会を開催いたし、また電算処理システム研修会なども行ってありますが、国の制度見直しがたび重なりまして、また制度施行までに短期間であったことなどから、広域連合、市町村ともにその対応に追われたために、十分な協議を行う時間がとれなかったということにつきましては、重々反省していかなければならない点でございます。

日々の業務の中では、業務依頼の事項であったり、あるいは制度上の疑義などについて、個々各市町村の担当者と連絡を取り合っておりますけれど、市町村担当者が一堂に会しての協議というのは、いろいろな御意見をいただくことで、大変必要なことであろうと考えます。今後におきましても、事務担当者段階の会議だけではなく、いろいろな会議の機会を増やしまして、現実に窓口となっている市町村の方々のいろいろな御意見をお聞きしながら、被保険者の方々のためによりよい制度運営を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

再質問ありますか。

はい、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

再質問ではないのですが、3点とも前向きのお答えをいただきましたので、本当に一人一人の地域の、特に県北でいいますと、本当にひとり暮らしで買い物に行くことも大変と、お隣の人と会うこともないというような地域がありますので、一人一人のことを考えて進めていただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

日程第6 議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））」

○議長（宮武 博君）

次に日程第6、議案第14号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第14号「平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに1,207万5,000円を減額するもので、これは基金からの繰り入れで予定していた標準システム改正に国庫補助が見込まれることになったことなどによる財源調整を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

提案理由の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,723万9,000円といたしております。

その内容の主なものにつきまして、10ページの説明書で御説明いたします。

まず、歳入でございます。第7款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入

金は、現計予算 1,390 万円を全額減額するもので、これは標準システムの改修のための電算委託業務に充てるため財政調整基金の繰り入れを予定しておりましたが、国庫補助が見込まれることとなったため、その必要がなくなったものでございます。

続いて、11 ページの歳出でございます。主なものといたしまして、第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目老人福祉費は 1,235 万 2,000 円を減額し、572 万 8,000 円とするもので、第 28 節繰出金 1,408 万 8,000 円の減額は、先ほど御説明いたしました財政調整基金繰入金を特別会計に繰り出すことといたしておりましたが、その必要がなくなり、減額するものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 14 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 14 号について質疑の通告はございません。

これをもって、質疑を終わります。

次に討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 7 議案第 15 号、議案第 16 号及び議案第 17 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 7、議案第 15 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）」から、議案

第 17 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 7 号）」までの議案の 3 件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 15 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）」、議案第 16 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）」、議案第 17 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 7 号）」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

補正第 5 号につきましては、7 億 5,973 万 7,000 円を追加するもので、円滑運営臨時特例交付金などの国庫支出金の概算予算に伴う補正予算でございます。

次に、補正第 6 号につきましては、50 億 2,643 万 7,000 円を減額するもので、本年度から始まりました制度の医療費や保険料負担金などの概算により、市町村、国、県、支基金などの本年度予定収入により減額するものでございます。

補正第 7 号でございますが、6 億 5,787 万 7,000 円を追加するもので、保険料軽減措置等の財源に充当する円滑運営臨時特例交付金の決定、確定などに伴う補正予算でございます。

詳細につきましては、事務局から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

補足の説明をさせていただきます。

まず、平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 5,973 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,915 億 8,935 万 8,000 円といたしております。

その内容の主なものでございます。8 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 3 目総務費負担金は 7 億 3,754 万 8,000 円を追加補正するもので、これは被扶養者であった被保険者の保険料軽減の財源などの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

第 2 項国庫補助金、第 3 目総務費補助金 2,218 万 9,000 円は、電算処理システム改修に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

続いて、次ページの歳出でございますが、第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一

般管理費の7億3,754万8,000円を増額し、23億4,659万9,000円とするものでございまして、主なものといたしまして、第25節積立金7億3,754万8,000円は、歳入で御説明いたしました国庫負担金の高齢者医療臨時特例交付金を高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

第2目連合会負担金1,491万4,000円は、標準システム改修のための国民健康保険中央会負担金でございます。

最後に、10ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。後期高齢者医療電算処理システム増設事業につきましては、システムの改修に伴い、改修後サーバーを購入する必要がございまして、債務負担行為をさせていただいております。債務負担行為の限度額2,646万円を平成21年度に債務負担をするものでございます。

次に、平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50億2,643万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,865億6,292万1,000円といたしております。

その主な内容につきまして御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1款市町村支出金、第1項市町村負担金、第2目保険料等負担金は24億1,892万9,000円を減額し、172億8,759万5,000円とするものでございます。これは市町村で徴収した被保険者からの保険料等を納めていただくもので、平成20年度の最終的な見込みにより減額するものなどでございます。

第2款国庫支出金は、いずれも国庫負担金補助金の額の確定に伴う補正でございます。

第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金12億5,134万8,000円を減額し、430億9,851万4,000円とするもので、医療給付費等総額の見込みによりまして、国庫負担金交付額の確定に伴う減額でございます。

同じく第2目高額医療費負担金は1億5,043万5,000円を補正し、5億2,863万8,000円とするものでございます。これも同様に高額医療費に対する負担額の見込みによるものでございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は1億2,319万3,000円を増額し、160億8,376万4,000円とするもので、所得係数に応じて交付される普通調整交付金の額の決定に伴うものでございます。

第4目保険給付費補助金8億6,035万8,000円は、平成20年度単年事業として均等割7割軽減を8.5割軽減措置するなどの保険料軽減措置に係る円滑運営事業費補助金の決定に伴うものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金でございます。第1目療養給付費等負担金5億6,574万1,000円を減額し、142億1,754万6,000円とするものでございまして、第2目高額医療費負担金1億1,206万4,000円を増額し、4億9,026万7,000円とするもの、さらに第2項県補助金、第2目保健事業費補助金4,078万円を減額し、3,491万7,000円とするもの

のは、国庫補助と同様に県の負担金、補助金額の見込みに伴う補正でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、各保険事業者が徴収した後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ交付していただくものでございまして、今年度の額の見込みによりまして、22億4,689万円を減額し、774億3,465万1,000円とするものでございます。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金4億7,035万1,000円の補正は、被扶養者であった被保険者の保険料の軽減などの財源に充てるため、臨時特例基金から繰り入れを行うものでございます。

第3項雑入、第1目第三者納付金2億249万3,000円の減額につきましては、交通事故等による医療費について加害者等の第三者から保険給付費の返還を求めるもので、当初の見込みに至らなかったため、減額するものでございます。

続いて、次ページの歳出の御説明をさせていただきます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の17億2,174万5,000円を増額し、40億6,834万4,000円とするものでございます。第25節積立金17億1,178万円につきましては、年度間の財源調整を目的に設置されました後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費74億2,857万7,000円の減額、第2項高額療養諸費、第1目高額療養費2,487万1,000円の減額、第3項その他医療給付費、第1目葬祭費1億6,095万円の減額は、平成20年度のそれぞれの給付費の見込みによりまして減額するものでございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億2,663万8,000円の減額は、健康診査事業市町村補助金が確定したものによりまして、減額するものでございます。

第7款予備費、第1項予備費、第1目予備費9億9,818万6,000円は、国、県補助等の見込みに伴う財源振り替えによる補正でございます。

次に、平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第7号）の御説明をさせていただきます。

予算書1ページをお開きください。

第7号補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,787万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,872億2,079万8,000円といたしております。

その内容の主なものについて、9ページから御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目総務費負担金は6億5,787万1,000円を増額し、13億9,541万9,000円とするもので、これは被扶養者であった被保険者の保険料の軽減、長寿医療制度に関する説明会の開催及び周知広報、きめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、長寿医療制度の円滑な運営を図ることを目的にした高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、先ほどの精算と同様、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるものでございます。

続いて、次ページの歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の30億1,942万5,000円につきましては、第25節積立金でございます30億2,278万9,000円を補正するもので、年度間の財源調整を目的に設置された後期高齢者医療給付費準備基金に23億6,491万8,000円を、保険料軽減等の財源に充て長寿医療制度の円滑な運営を図るための高齢者医療制度臨時特例基金に6億5,787万1,000円を積み立てるものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費13億7,792万2,000円の減額につきましては、療養給付費、入院時療養費、療養費の平成20年のおのおのの最終見込みによる減額でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費7,873万8,000円の減額につきましても、同様に平成20年度の見込みによる減額でございます。

第7款予備費、第1項予備費、第1目予備費8億9,684万8,000円の減額は、特定財源振り替えに伴う減額でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第17号までの議案3件については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第15号から議案第17号までの議案3件について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

17番、木下議員。はい、17番、木下議員。

○17番（木下 哲夫君）〔登壇〕

議案第15号について質疑をいたしたいと思います。

議案第15号の歳入のページの8に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金7億3,754万8,000円が歳入にあります。先ほど事務局長から御説明をいただいたんですが、どうもこの特別な、日頃ここに来なかったら聞かれないような字句が出てきます。説明を聞いておってもよくわからないので、それも含めてお尋ねをするんですが、この15号には同額を基金に積み立てをしております。それから、7億3,754万8,000円という小さな端数もついたような交付金で、これには国からの交付金の交付の基準とか根拠、先ほど被扶養者の被保険者云々というようなお話もありました、恐らく保険料軽減措置の財源に使うということでの交付であろうかと思うんです。これが平成20年度の決算にも繰り入れとして4億7,000万円余りがありました。

この交付の基準とか、こういう金額になる根拠。それから議案の第17号にも6億5,000万円余りの同様の交付金がございます。それから、基金に積み立てるんですから、使い道の基準は基金条例のほうにあるのかと思います。初めての議会ですので、交付の基準とか根拠、それから使途の基準がございましたら、その辺を教えていただきたいと、そのよう

に思います。よろしく願います。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。木下議員の円滑運営臨時特例交付金の関連の質問につきまして、お答えを申し上げます。

円滑運営臨時特例交付金につきましては、厚生労働省が定めた交付要綱に基づくものでございまして、その用途は、平成 20 年度に行った保険料の被保険者軽減措置の被扶養者の軽減措置の継続に係るもの、市町村が行う制度周知に関する広報事業、体制整備に係るもの、低所得者の保険料軽減措置に係るものでございます。

この特例交付金は、主に翌年度想定される概算を国からの交付金として収入いたしまして、したがって、そのまま基金に積み立てを行いまして、それを翌年度歳出充当のため基金より繰り入れを行い、最終的に余剰金につきましては、国庫に返納いたすものでございます。

交付額は厚生労働省からの概算交付となっております。よって、所要額の調査資料は提出いたしておりますが、厚生労働大臣が認めた額での交付となっておりますので、一方的にある意味額が交付される、補助金のような補助率という算出方法はございません。したがって、交付の基準というのとはっきりわからない部分もございます。

なお、広報事業や体制整備事業に関しましては、平成 20 年度、21 年度分として、同じく概算交付を受けております。

議案第 15 号では、平成 21 年度における被扶養者保険料軽減措置継続分といたしまして 6 億 1,892 万 9,000 円余、平成 20 年度、21 年度の広報事業として 4,526 万 1,000 円余、体制整備事業といたしまして 7,335 万 5,000 円余の、合計 7 億 3,754 万 8,000 円の交付を受けております。

また、議案第 17 号におきまして予算措置をいたしました 6 億 5,787 万 1,000 円余につきましては、国の補正予算によりまして追加交付が決定いたしました平成 21 年度における低所得者に対する均等割 9 割軽減、所得割 5 割軽減措置分としての交付を受けたものでございます。保険料軽減に係る交付として、先にも御説明申し上げましたとおり、その全額を基金へ積み立てしているところでございます。

なお、歳出におきまして基金からの繰り入れを行っておりますが、これは平成 20 年度分の財源として基金に積み立てている、平成 19 年度で交付されていた 7 億 8,281 万 5,000 円余のうち、被扶養者の保険料軽減に係るもの 4 億 5,998 万 7,820 円、平成 20 年度交付を受けた広報事業、体制整備分より 1,036 万 8,942 円の繰り入れを行いまして、財源充当をいたしましたものでございます。

なお、被扶養者の保険料軽減でございますが、後期高齢者医療制度に移行する前にそれぞれの保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に該当した際、後期高齢者医療制度は個人の保険加入ということになっておりますので、そういった意味で急に保険料がばつと賦課されるということでは負担が大きいということで、こういった方に対しての軽減措置を国のほうでいたしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、17番、木下議員。

○17番（木下 哲夫君）

ありがとうございました。

言葉が事務局長はすらすらと、答弁書というのか、言われるので、頭がついていかんのですが。金額にしても、瀬戸内市人口4万人で一般会計が140億円余り、小さなまちですから、6億円、7億円というような交付金が来るといいうたら、ここへ来たら数字が余り大きくて、いささか戸惑っておるんですが。お話を総合的に聞いて、字句の判断なんか私も頭の中でなかなかできにくいんですが、交付の申請はすると、いろいろな意味で、各項目にわたって。それから、国から厚生省の要綱によって交付が決まると。それに対する交付金が、補助率が決まってないということですから、後期高齢者の中に低所得者が何人おって、その方に対するこれは、恐らく7割、5割、2割軽減当たりの数字がどういふふうに動くか私もよくわからんのですが、そういう割合の中できめ細かい交付の金額はこうなりましたという説明は、国のほうからはないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

事務局長でございます。再質問に対してお答えをいたしておきます。

木下議員おっしゃられましたとおり、先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、所要額調べの資料としては国のほうに提出をいたしております。ただ最終的に、これは国のほうの10割負担ということになっておりますので、最終的に精算をする形になります。そういった関係で、あくまでも概算で広域連合のほうに収入をし、その中で必要な財源として、翌年度になりますが基金から繰り入れをいたします。したがって、最終的にこの部分についてこうだというふうな詳しい内容ではなくて、全体での話の中で交付金がおりてくるということで、大変内容的には非常にわかりにくいとは、でございますけれど、最終的にトータルで精算をして、お返しをするということになっております。

したがって、最終的に足るか足りないかという問題はあるとは思いますが、基本的には国のほうで負担していただきますので、最初の年ということで少し余裕のあるような形で交付金は平成20年度はいただいているようでございます。細かい、こうこうこの項目が幾らで、この項目が幾らでということではなくて、全体の中で総額幾らという交付金をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

よろしいか。

○17番（木下 哲夫君）

はい、よろしい。

○議長（宮武 博君）

それでは、次に質疑の発言を許可いたします。

1番、黒見議員。はい。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

私は2つ質問をさせていただきます。

広域連合議会は年間2回ということで、去年は臨時会が1回開かれているようだけれども、議会の回数が少ない関係から仕方がないのかもしれませんが、最初事務局長の方がおっしゃっていたように、議案の中に広域連合長の専決処分が多いなというふうに気になっております。そのことも含めて質問させていただきます。

質問の第1点ですが、第5号、補正予算の第5号の後期高齢者医療電算処理システム増設事業2,646万円というのがありましたが、そのことについては資料の中に審査意見書がございまして、その中に「法令に基づき適正に行うことはもとより、積算根拠を明確にし、公正かつ有利になるように」というふうに指摘もされていますけれども、このシステム増設事業というものが随意契約をされているということで、その随意契約をされている理由とその経過をお教えてください。

それから第2点、補正予算の第6号についてですけれども、健康保持増進事業についてということで、補助金に上乗せしている市の持ち出し分も随分多額になっていると聞いていて、どのくらい多額になっているのかということで、津山市の場合、健康保持増進事業の上乗せ分を聞きますと、昨年度中で約600万円の持ち出しをしているということでした。事務委託ということですが、人件費の補助は出ていなくて、本当に津山市の職員がやっているということで、人件費の補助も出ていないということでした。今回の補正で、県全体の予算が1億2,663万8,000円の減額になっているということで、理由をお教えてください。

以上2点です。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。黒見議員の2点についての御質問に順次お答えをさせていただきます。

電算処理システムの増設事業の随意契約に関する御質問から答弁させていただきます。今回の増設につきましては、補助事業による市町村端末増加に伴うメインサーバーの追加増設でございます。メインサーバーは広域連合の業務のかなめでございます。これがトラブルを起こしますと業務そのものを行うことができなくなるため、設置後の調整作業が大変重要となっております。このため、先に導入している業者からの購入、設置が適当と判断いたして、指名委員会において御審査いただいた結果、随意契約の運びとなっております。先に導入している業者と今回増設したサーバー、前につけた本体と今回のサーバーというのは非常に連動して密接に動きながら、この制度を運用しているところでございまして、メインサーバーの例えばバージョンアップであるとか、そういったものについてもすべてかかわってくる状況となります。したがって、そういった理由の中で、前回先に導入している業者から追加購入をいたしたものでございます。

なお、債務負担行為にて行っておりますことにつきましては、機器本体が受注生産であること、それから設置、調整することは日数が必要なことでございましたので、5月初めの連休中に行う必要がございまして、この時期に行わなければ導入が困難であると判断したため、そのように契約をさせていただいたところでございます。

次に、保健事業の件でございます。保健事業の補助金が減った理由と、健診受診率を上げていく方策についての御質問に答弁いたします。

これまで各市町村で行っていた老人保健事業のうちの健康診査についてを後期高齢者医療制度が所管することとなり、被保険者の方の保健事業として引き継いだことにつきましては御承知のとおりでございます。健康診査事業市町村補助金の減額についてでございますが、当初予算におきましては、これまでの老人保健事業制度における県平均受診率を参考に補助金を算定しておりましたが、実際に健康診査を受診された方が少なかった、受診率が見込みを下回ったことによりまして減額するものでございます。

その理由についてでございますが、受診率が下がった要因といたしましては、十分な分析ができておりませんが、平成19年度に厚生労働省が標準的な健診保健指導プログラムの中で、糖尿病等の生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者については、必ずしも健康診査を実施する必要はないものと考えられると示されておきまして、糖尿病などの治療中の方には治療の一環で必要な検査を行っているということから、健診受診についての強い推奨はしていなかったことなどにより、受診率が下がったものと思われま。

健康診査につきましては、受診率が高いところは医療費が少ないとの報告も、実績もござい。医療費の抑制にもつながってくるものでございまして、実施率を向上していかなければならないと思っております。現在パンフレットなどに健康診査についての項目を設け、納付書などと一緒に個別送付し、また市町村広報紙の活用などにつきましてもPRに努めているところでございますが、さらに今後一層の啓発広報に努めるとともに、実施主体でございます市町村と連携を図りながら、受診率向上に努力してまいりたいと考えております。

また、市町村の負担の問題でございますが、確かに市町村が事業をした金額を私どものほうで手当てできておりません。それは確かでございます。ただ、要因といたしましては、この100%手当てということになりますと、当然広域連合としての持ち出し分が出てくるということ、したがって、その持ち出し分については市町村で御負担願うか、もしくは保険料で御負担願うかということの選択になろうかと思っております。また、市町村によって、基本健診につきまして項目いろいろ付加しているものもあり、実施している事業費につきましては、それぞれの医療機関との調整等もございまして、金額もまちまちであるということもござい。

したがいまして、そういった関係で、現在広域連合が補助しているものにつきましては、基本的には御負担ができるだけかからないようにということで、国の補助の金額をベースにさせていただいているところでございまして、この件につきましても市町村の御意見などを聞きながら考える必要はあるかと思っておりますが、先ほど言いましたように負担の問題というのが、やはり一番大きいところではあろうかと思っておりますので、そういったところも踏まえて検討といえましようか、考えてまいりたいと思っております。現行では現状の制度でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

ありがとうございました。

最初の電算システムですが、電算処理システムについてお伺いして、途中で例えばこの機械は不具合だからというようなことが起こっても、なかなかそれまでのことを考えたら変更しにくいとか、業者を変えにくいとかというようなことが、やはりあるのだなと思いましたが、入れるときには、本当に最初の導入がとても大事なんだなというふうに。本当に私のほうはまだ議員になりたてで、よくわからないことが多いものですから、本当に癒着がなく、本当に今一番いい、考えられるものを入れられたんだろうとは思いますが、導入のところを私、議員としてもいろいろなところでチェックしていかなければいけないなと思いました。そのことは大体理解できました。

それから、2つ目の市町村の健康増進事業のことですけれども、今まで始まる前から、この制度が始まる前から、そして始まって今に至るまで、とても事務的な負担が多かったのではないかという気がしているのです。最初に来た、そのときの文章、それからまた今度は改正ということで、変更がやってきた。最初皆さんにお知らせをしたら、その後また変更が来たということで、郵便も2度出したというような、そういう本当に事務的な手間のことも聞いておりますし。それから、市町村もどんどん仕事が増えて、窓口業務がかなり雑多になっていますから、見ていても大変だろうなと思っております。

ですから、やはり負担の問題というのはこれから少し、基金もどんどん増えていったりすれば、考えていただければありがたいなと思っております。協力を、仕事ですから、市の担当者、窓口のほうもしないわけではありませんから、是非そのところを配慮してあげていただけたらと思っております。

特に再質問はありません。

以上です。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは、以上で通告による質疑が終わりました。

これをもって、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第15号から議案第17号までの議案3件を採決いたします。

まず、議案第15号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第16号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を求めます。

[全員起立]

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 16 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第 17 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 8 議案第 18 号及び議案第 19 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 8、議案第 18 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第 19 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第 18 号「平成 20 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第 19 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、その概要を御説明申し上げます。

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が本格実施をされたところでございます。その予算執行に当たりましては、主として広域連合組織の運営に係る経費を一般会計で、医療制度に係る経費を特別会計として、予算執行をいたしておるところでございます。

まず、一般会計でございますが、決算書 2 ページでございますように、歳入予算総額 1 億 8,723 万 9,000 円に対し、歳入決算総額でございますが、1 億 8,723 万 9,000 円余でありまして、予算どおりの収入となっております。

歳入の主なものは、組織運営に係る県内各市町村からの事務費負担金でございます。

4 ページの歳出でございますが、予算総額 1 億 8,723 万 9,000 円に対し、歳出決算総額 1 億 8,414 万 7,000 円余、不用額 309 万 1,000 円余で、執行率は 98.34%となっております。

歳出の主なものでございますが、広域連合職員 22 名の職員派遣負担金でございます。

歳入歳出差引総額は、6 ページのとおり 309 万 1,000 円余でございます。

次に、決算書 22 ページの特別会計でございます。

歳入予算総額 1,872 億 2,079 万 8,000 円に対し、調定額は 1,868 億 7,629 万 3,000 円余、歳入済額が 1,865 億 2,814 万 1,000 円余でございます。歳入未済額が 3 億 4,815 万 1,000

円余となっております。

歳入の主なものでございますが、本年度から始まりました医療制度運営のための療養給付費等に係る市町村、国、県の支出金、若年層の支援金である支払基金交付金、被保険者の保険料である保険料負担金を市町村から収入するものでございます。

収入未済額は、この保険料負担金でございまして、本年度の徴収率は 99.02%となっております。保険料率に影響を出さないためにも、滞納額の累積が生じないように、各市町村との連携を持って、収納対策を行ってまいりたいと考えております。

24 ページの歳出でございます。

予算総額 1,872 億 2,079 万 8,000 円に対し、支出済額でございまして、1,864 億 4,783 万 2,000 円余、不用額が 7 億 7,296 万 5,000 円余で、執行率 99.58%となっております。

歳出の主なものにつきましては、まず総務費は、財源充当のため国庫支出金等を基金に積み立てたもの。保険給付費においては、療養給付費などの自己負担額を除いた医療機関に支払う療養諸費、高額医療費及び葬祭費でございまして、その他、県財政安定化基金拠出金や特定健診に係る保健事業費でございまして。

26 ページでございまして、特別会計の歳入歳出差引総額は 8,030 万 9,000 円余となっております。

なお、詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜りまして、御認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

それでは、決算について説明をいたします。少し長いかわかりませんが、御容赦をいただきたいと思っております。

まず、一般会計から御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

平成 20 年度の歳入は、予算 1 億 8,723 万 9,000 円に對しまして、1 億 8,723 万 9,000 円余で、収入未済はございませんでした。

次に、4 ページをお願いします。

歳出は、同じく予算 1 億 8,723 万 9,000 円に對しまして、1 億 8,414 万 7,000 円余、不用額 309 万 1,000 円余、執行率 98.3%でございました。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引総額 309 万 1,888 円でございます。

内訳につきましては、8 ページの事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入の主なものについてでございます。

第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目事務費負担金は、関係市町村からの事務費負担金 1 億 7,194 万 9,000 円で、各市町村の後期高齢者人口で按分いたしているものでございます。

第 2 款国庫支出金、第 3 款県支出金は、保険料不均一賦課国庫負担分及び県負担分で、不均一賦課をしております西粟倉村の保険料について、基本料率との差額の 2 分の 1 の

125万3,000円を国及び県からの負担金として収入いたしましたものでございます。

第4款財産収入につきまして、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子などの326万1,000円余でございます。

第5款繰越金は前年度からの繰越金で、926万1,000円余でございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

主な事項につきまして、第1款第1項第1目議会費は、支出総額65万4,000円余、不用額12万5,000円余、執行率83.9%でございます。支出の主なものは、報酬の46万3,000円、議事録作成委託料14万9,000円余でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、支出済額1億7,766万3,000円余、不用額239万9,000円余、執行率98.6%でございます。支出の主なものにつきましては、第12節役務費605万1,000円余は、金融機関収納振込手数料等の手数料473万2,000円余でございます。

14ページに移りまして、第14節使用料及び賃借料455万3,000円余は、電算機器借上料410万8,000円余などでございます。第19節負担金補助及び交付金1億5,904万1,000円余は、県内各市町村から派遣されている職員22名の職員派遣負担金1億4,971万3,000円余で、それから施設負担金の932万2,000円余でございます。第25節積立金は、財政調整基金積立金529万9,000円余でございます。

第2項選挙費は、執行済額7万5,000円余、不用額6,000円余、執行率92.6%。

第3項監査委員費は、執行済額2万5,000円余、不用額6万円余、執行率29.7%で、委員報酬などでございます。

なお、平成20年度は1名の議員選挙を行っております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費は、執行済額572万7,000円余で、執行率99.9%でございます。16ページをお願いいたします。

第25節積立金322万1,000円余は、高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てたもの、及び第28節繰出金250万6,000円は、保険料不均一賦課繰出金で特別会計に繰り出したものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

平成20年度の歳入は、予算1,872億2,079万8,000円に対して、1,865億2,814万1,000円余、収入未済額3億4,815万1,000円余でございます。この未済額は保険料の未納によるものでございます。

次に、歳出でございます。24ページをお願いいたします。

平成20年度の歳出は、予算1,872億2,079万8,000円に対して、支出済額1,864億4,783万2,000円余、不用額といたしまして7億7,296万5,000円余、執行率99.5%でございます。

26ページでございます。

歳入歳出差引総額は8,030万9,000円余となっております。

28ページからの事項別明細書で、主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入につきましてでございます。

第1款市町村支出金は、324億3,975万1,000円に対し、323億6,288万1,000円余の収入済みとなっております。

第1目事務費負担金は一般管理事務に係る県内市町村からの負担金で、3億6,895万6,000円でございます。

第2目保険料等負担金172億1,072万5,000円余のうち、保険料136億637万4,000円余は、被保険者が納めていただく保険料でございます。居住している市町村に納めていただき、その保険料を負担金として市町村から収入しているものでございます。基盤安定分36億330万円余は、低所得者等の保険料軽減措置分について、県が4分の3、市町村が4分の1負担することとなっております、その市町村負担金でございます。

第3目療養給付費負担金147億8,320万円につきましては、療養給付費等に係る12分の3を国が、そして県及び市町村が12分の1ずつ負担することとなっております、その市町村の負担金でございます。

続いて、第2款国庫支出金は、620億4,647万8,000円の予算に対しまして、620億4,647万8,000円余の収入済みとなっております。

第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金は、療養給付費等に係る12分の3の国の負担分でございます。430億9,851万4,000円余となっております。

第2目高額医療費負担金5億2,863万8,000円余でございます。80万円を超す高額レセプトに対しまして、国、県がそれぞれ4分の1の負担を行うこととなっております、その国庫分の負担金でございます。

第3目総務費負担金13億9,541万7,000円余は、制度の円滑な運営を図るため低所得者等に係る保険料軽減措置の財源として、高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるために交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金でございます。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金160億8,376万5,000円は、財政の均衡を図るため所得係数に応じて補助される普通調整交付金160億4,874万6,000円等でございます。30ページをお願いいたします。

第4目保険給付費補助金8億6,035万8,000円余につきましては、保険料軽減措置に係る円滑運営事業費補助金でございます。

次に、第3款県支出金は、予算147億4,372万2,000円に対し、予算額と同額の147億4,372万2,000円の収入済みとなっております。

第1項県負担金、第1目療養給付費等負担金142億1,754万6,000円は、12分の1の療養給付費等県負担金でございます。

第2目高額医療費負担金4億9,026万7,000円についても、高額医療費に対する県負担金でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

第4款第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金でございますが、予算額774億3,465万1,000円に対して、768億1,876万4,000円となっております。これは若年者からの支援金である後期高齢者支払基金交付金の確定に伴うもので、予算額に対して6億1,588万7,000円不足しておりますが、これは基金からの確定通知が4月となったためございまして、確定額を収入しており、収入未済ということではございません。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金4億7,035万6,000円余は、保険料軽減措置等の財源充当のために繰り入れたものでございます。

続いて、歳出の説明を行います。

36ページをお願いいたします。

第1款総務費は制度関係の事務管理経費で、予算総額71億5,395万4,000円で、64億8,977万6,000円余の支出となっており、執行率は90.7%でございます。不用額は6億6,417万7,000円余。支出の主なものといたしまして、第25節積立金6億1,851万9,000円余で、支払基金交付金を財源として積み立てることとしておりましたが、交付金が減額確定し、また補正予算に間に合わなかったため、不用額として計上したものでございます。失礼しました、不用額の主なものの説明でございます。

支出の主なものにつきましては、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節役務費6,394万4,000円余は、金融機関収納振込手数料等の手数料などでございます。第13節委託料1億5,854万3,000円余は、電算処理システム運用委託等の電算委託料でございます。第14節使用料及び賃借料7,216万5,000円余は、電算機器借上料でございます。第19節負担金補助及び交付金3,012万4,000円余は、市町村特別対策事業交付金などでございます。第25節積立金60億8,678万1,000円余は、平成21年度の財源調整のため後期高齢者医療給付費準備基金及び高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てをしたものでございます。

第2目連合会負担金は、第19節負担金補助及び交付金6,589万1,000円余で、国民健康保険団体連合会負担金及び国民健康保険中央会負担金でございます。

第2款保険給付費につきましては、療養給付費等、後期高齢者医療保険に係る予算でございます。1,796億8,987万2,000円の予算に対しまして、1,796億8,978万4,000円余の支出で、99.9%の執行率、8万7,000円余の不用となっております。

第1項療養諸費、第1目療養給付費1,720億1,752万8,000円余、第2目訪問看護療養費3億3,797万7,000円余につきましては、自己負担を除く医療費の支出でございます。

第4目審査支払手数料5億9,893万2,000円余は、レセプト点検等の委託料の適正化に係る負担金でございます。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費61億6,534万6,000円余は、高額医療費に対して被保険者に給付した、また第3項その他医療給付費、第1目葬祭費5億7,000万円は、葬祭事業に給付した負担金補助及び交付金でございます。

第3款第1項第1目県財政安定化基金拠出金は、財政不足等に対し対応するため、県において設置している財政安定化基金に、国、県と同じく1億4,267万円の予算に対し、1億4,266万6,000円余を拠出したものでございます。

第4款第1項第1目特別高額医療費共同事業拠出金は、1,653万8,000円の予算に対しまして、1,653万7,000円余を拠出したものでございまして、レセプト1件当たり400万円を超える超高額医療のリスク軽減措置として、全国の広域連合による共同事業を行うための拠出金でございます。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費は、1億889万6,000円の予算に対し、1億889万6,000円の支出でございます。これは各市町村が行っていた

だく健康診査に対する補助金でございます。

次に、44 ページ。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1,865 億 2,814 万 2,000 円、歳出総額 1,864 億 4,783 万 3,000 円、歳入歳出差引額 8,030 万 9,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源ではございませんので、8,030 万 9,000 円が実質収支額でございます。

46 ページ、財産に関する調書でございます。

平成 21 年 3 月 31 日現在において、公有財産はございません。

物品といたしましては、平成 19 年度で 1 基増加いたしましたサーバー室への空調設備でございます。平成 20 年度の増加はございません。

基金は、財政調整基金が今年度 529 万 9,000 円を増加し、2,005 万 7,000 円。後期高齢者医療制度臨時特例基金が 9 億 2,828 万 9,000 円増加いたしましたして、17 億 1,596 万 4,000 円となっております。

以上で決算の説明を終わります。

なお、監査委員から監査審査意見書をいただいております。

予算の執行については、後期高齢者医療特別会計歳入の市町村支出金保険料等負担金において、検討、改善を要する事項が認められたが、そのほかについては概ね適正であると認める。検討、改善する事項としては、保険料収入未済額についてであり、累積することのないよう、収納率の向上に今後とも努力するよう要望するなどの意見をいただいているところでございます。

監査委員からの御指摘のとおり、財源の安定確保と被保険者負担の公平のためにも、市町村と十分な連携を図り、合理的かつ効率的な取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 18 号及び議案第 19 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 18 号及び議案第 19 号について、質疑の通告はございません。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 18 号及び議案第 19 号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号及び議案第 19 号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 15 分 休憩

午後 3 時 21 分 再開

○議長（宮武 博君）

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第 9 議案第 20 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））」

○議長（宮武 博君）

日程第 9、議案第 20 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 20 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出ともに 2,646 万円を追加するもので、これは平成 20 年度特別会計補正第 5 号で御承認をいただきました債務負担行為の予算で、電算システムサーバー購入に伴うものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。補足の説明をさせていただきます。

それでは、平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の第 1 ページをお開き、お願いいたします。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,646 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,181 億 7,543 万 2,000 円といたしております。

その内容につきまして、説明書で御説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。第 6 款繰入金、第 2 項基金繰入金、第 2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を 2,646 万円補正するものでございまして、電算システムサーバー購入に充てるため繰り入れするものでございます。

続いて、歳出でございます。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の 2,646 万円は、平成 20 年度特別会計補正第 5 号で御説明いたしました債務負担行為分でございます。第 18 節備品購入費で、歳入で説明いたしました電算処理システムの既存のシステムに追加するため、アプリケーションサーバー及びデータベースサーバーを購入するための備品費でございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 20 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 20 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 10 議案第 21 号及び議案第 22 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 10、議案第 21 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び議案第 22 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま一括上程されました議案第 21 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」並びに議案第 22 号「平成 21 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、議案第 21 号の一般会計補正予算（第 1 号）でございます。1 億 1,208 万 6,000 円を減額するもので、市町村から派遣されている職員のうち、制度運営事務を担当している職員の派遣負担金を、制度運営のための特別会計に組み替えるために、一般会計から減額するものでございます。

次に、議案第 22 号、特別会計補正予算（第 2 号）でございます。25 億 6,420 万 7,000 円を追加するもので、これは平成 20 年度において見込みで算定をした国、県、市町村各療養給付費負担金を平成 20 年度医療費の確定に伴い精算するため、それぞれに償還金として返納するものなどでございます。その他、先ほど御説明をいたしました市町村からの職員派遣負担金を一般会計から特別会計に組み替えるものなどに伴う補正予算でございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

事務局長です。補足の説明をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算（第 1 号）予算書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,208 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,671 万 6,000 円といたしております。

その内容につきましては、6 ページから御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目事務費負担金を 1 億 1,247 万 3,000 円減額するもので、会計目的に沿うよう一般会計から特別会計に予算組み替えを行うものでございます。

歳出でございます。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 1 億 1,216 万 8,000 円減額し、6,155 万 4,000 円とするものの主なものにつきましては、第 19 節負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金でございます。これは特別会計に組み替えるた

めの減額でございます。

続いて、特別会計補正予算の説明に移ります。

特別会計補正予算（第2号）の予算書1ページをお開きください。お願いします。

当補正予算は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億6,420万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,207億3,963万9,000円といたしております。

その主なものの内容につきまして、説明書で御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金、第1目事務費負担金1億1,247万3,000円の追加は、一般会計からの予算組み替えに伴うものでございます。

7ページでございますが、第6款繰入金、第2項基金繰入金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金23億7,091万4,000円は、平成20年度療養給付金国庫負担金の精算返納のための財源として、基金から繰り入れるものでございます。

8ページの歳出を御説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費でございます。1億1,815万6,000円を追加するもので、主なものといたしましては、第19節負担金補助及び交付金は、一般会計から予算の組み替えを行った職員派遣負担金1億1,247万3,000円でございます。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、24億1,981万2,000円を追加するもので、その主なものは第3目償還金の23億8,734万2,000円で、平成20年度療養費の見込みで収入しておりました療養給付費12分の3負担の国庫負担金、12分の1負担の県並びに市町村負担金及び支払基金交付金を実算に応じ、それぞれ精算するための国庫負担金等償還金でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第21号及び議案第22号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第21号及び議案第22号について、質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

17番、木下議員。

○17番（木下哲 夫君）〔登壇〕

通告をいたしておりますので、質疑をさせていただきます。

3点ほど。

まず最初に、議案第21号です。歳入のページ6に、事務費負担金、これは高齢者人口の

市町村割で各市町村が事務費として一般会計へ納めるお金なんですが、減額の1億 1,247万 3,000円。私が不思議に思ったんですよね、お聞きしたいのは、年度途中になぜこのような措置をしたのか。当初なら、去年やってみたけど、やはりこっちのほうがいいから特別会計のほうへ職員数をふろうとかいうのはわかるんですが、なぜ年度途中にこんなことをやってしまうのかということです。もう単純なことです。

それと、次に同じく議案21号の9ページに給与費の明細書があると思うんです。その給与費の明細書、こういう明細書しかなかったのかなという気がするんですが。補正前に職員数が22人で、この減額補正して職員数が5人になった。17人職員さんが減ったわけですね。それなのに、その他の手当の数字に全然異動がないと。普通給与費の明細書を見て、職員数に異動があったら、必ず時間外手当、もろもろの諸手当の異動が発生するわけですけど。ということは、当初の予算はどういう組み方をしておったのかなという気がいたします。

それと同じお尋ねですが、議案の第22号です。この22号を見ても、給与費の明細書、11ページの、これを見て、補正前が職員さんはいなかったと、それを補正後が一般会計から移ってきた職員さんが17人で、補正前になかった給与の給与費が624万円組んであって、17人増えても全く一緒だという。こういう給与費の明細書は普通考えられないし、見たことがない気がいたします。これもやむを得なかったというのか、諸般の事情があつてこういう表になったんだと思うんですが。

平成20年度どういうふうに、この時間外あたりの手当の支給をなさっておったのか。ただ名目的に組織の運営にかかわる費用を一般会計で、医療制度にかかわる費用を特別会計だというふうなことだったんでしょうけど、その辺がよくわからない。ここで正常に戻した格好でということになるんだと思うんですが。単純にこの減額補正とそれから組み替えを見て、給与費のあたりの表を見て、どうも納得がいかないというか。普通こういう給与明細書は見たことがありません。その辺のお尋ねをしたいと、そのように思います。よろしくお願いします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

木下議員からの質問、3点ほどの質問、順次お答えをさせていただきます。

事務費負担金の一般会計から特別会計に年度途中で振り替えた理由についての質問からお答えをさせていただきます。

今回振り替えを行った事務費負担金は一般事務の負担金ではなく、広域連合に各市町村から派遣されている職員のうち、制度を直接担当している事業課の職員の人件費部分についての職員派遣負担金を振り替えたものでございます。これまで広域連合発足当時より、一般会計にて予算化をしております、先ほどの決算の説明の中でも一般会計で22名分の職員派遣負担金を説明させていただいたところでございます。

振り替えを行いました理由といたしましては、市町村における広域連合への事務費に係る負担状況を明確にすること、それから国や統計調査等にも考慮いたしまして、広域連合、市町村、それぞれの翌年度決算時期の事務処理の効率化というものを考えまして、これらのこの負担金の執行が11月以降となることから、事務処理上に支障が現時点ではないとい

うことで判断させていただきまして、年度途中でありますが、振り替えを行うこととしたものでございます。

議員さんおっしゃられましたとおり、一般の組織の運営に関する人件費といひましようか職員派遣費は一般会計で、それから事業の運用に関する人件費、職員派遣負担金は特別会計へということで、今回正しい形で、整理しやすく正しい形にさせていただいたものでございます。

次に、もう一点の議案第 21 号の給与明細書、議案第 22 号の給与明細書、ともに関係、一緒のことでございますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、議案 21 号の一般会計補正では、人数、人員が減少したにもかかわらず、給与費が減少してない。また逆に、議案 22 号の特別会計補正では、人数が増えているのに給与費が変わっていないということでございます。

まず、給与費の明細書につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。職員数につきましては、広域連合に市町村から派遣されている職員数で、当初予算におきました、先ほど御説明いたしました職員派遣負担金をすべて一般会計で計上いたしてありますので、すべての職員数を一般会計の給与費明細書に記載いたしてあります。したがって、特別会計の職員数はゼロとなっております。

次の給与費でございますが、職員の給与費等につきましては、各市町村の給与体系がそれぞれまちまちでございますので、所属する市町村からそれぞれの職員に支給をされてあります。その支給された人件費分、給与費等につきましては、その費用を広域連合が負担金補助及び交付金の節の職員派遣負担金で各市町村に支出いたしてあります。給与費で支出いたしてありませんので、この表の給与費には記載していないものでございます。

この表に記載してありますのは、職員手当、下の表でございます、職員手当の内訳の表にございます広域連合で負担する職員の時間外勤務手当部分を、その他の手当ということで記載させていただいており、一般会計においては総務課職員の、特別会計においては業務課職員の時間外勤務手当のみを記載させていただいているものでございます。

このたびの補正予算で、業務課職員の派遣職員負担金を一般会計から特別会計に振り替えを行い、それぞれが負担する職員数を明確にしたものでございますが、給与費明細書には、それぞれの会計で負担する職員数に増減があつたにもかかわらず、給与費明細書の給与費合計が変わらないという表になったものでございます。御理解のほどをよろしくお願ひをいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

よろしいか。

○17番（木下 哲夫君）

よろしい。

○議長（宮武 博君）

それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 21 号及び議案第 22 号を採決いたします。

まず、議案第 21 号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 22 号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（宮武 博君）

全員起立であります。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第 1 1 議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 11、議案第 23 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」及び議案第 24 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例）」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま一括上程されました議案第 23 号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第 24 号「岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

議案第 23 号につきましては、平成 20 年度の人事院勧告に基づき、勤務時間改定の必要な条文を改正しようとするものでございます。内容でございますが、1 日の勤務時間を「8 時間」から「7 時間 45 分」に、1 週の勤務時間を「40 時間」から「38 時間 45 分」にするものでございます。

次に、議案第 24 号につきましては、1 日の勤務時間の改正に伴い、時間外勤務手当の額を定める基準について、必要な条文を改正しようとするものでございます。内容は、1 時間当たりの給与額の算定に当たって、1 日の勤務時間を「8 時間」から「7 時間 45 分」に

するものでございます。

ともに平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしております。

改正する条例案の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

条文の変更について御説明いたします。

岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第 2 条第 1 項の中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、第 2 項中の「16 時間から 32 時間」を「15 時間 30 分から 31 時間」に改め、第 3 項の「32 時間」を「31 時間」に改めるものでございます。

さらに、第 3 条第 2 項中の「8 時間」を「7 時間 45 分」に、第 6 条第 2 項を削除し、第 3 項中の「第 1 項」を「前項」に改め、同項を第 2 項とし、第 9 条第 2 項中の「第 7 条第 2 項」を「第 7 条」に改めるものでございます。

次に、岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第 3 条第 3 項中の「8 時間」を「7 時間 45 分」に改めるものでございます。

どちらの条例も平成 21 年 4 月 1 日から施行いたしております。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 23 号及び議案第 24 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 23 号及び議案第 24 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 23 号及び議案第 24 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号及び議案第 24 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 12 議案第 25 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 12、議案第 25 号「専決処分の承認を求めることについて（岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第 25 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この条例は、7 割減額世帯の被保険者の均等割額を 8.5 割減額する賦課額の特例でございます。低所得の方については、既に本年 4 月から 9 割減額を実施しておりますので、その他の 7 割減額対象者については、平成 20 年度の特例措置であった 8.5 割減額を平成 21 年度も継続して実施するものでございます。

そのための必要な条文を改正するもので、7 月 1 日施行とし、4 月 1 日から適用するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

条文の変更について御説明いたします。

附則第 6 条中の「若しくは附則第 11 条」を「、附則第 11 条若しくは附則第 12 条」に改め、附則第 12 条を以下のとおり追加するものでございます。

（平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第 12 条 平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 14 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合には、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」とする。

2 前項の規定は、平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 14 条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合には、適用しない。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 25 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 25 号について質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 25 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 13 議案第 26 号「岡山県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を 改正する条例」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 13、議案第 26 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（高木 直矢君）〔登壇〕

ただいま上程されました議案第 26 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」について、その概要を御説明申し上げます。

この条例は、先ほど御議決をいただきました議案第 25 号の賦課額の特例の財源について

本基金から充当することとなるため、その処分できる事項について、あわせて運用益金を予算計上する会計について等の必要な条文を改正しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、改正する条例案の概要説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局から補足説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御議決をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

条文の変更について御説明いたします。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）」に改めます。これは、当基金から発生する運用益利息を事業目的に沿って活用するためのものでございます。

第6条第5号中「平成19年政令第325号」の下に「。以下「算定政令」という。」を加え、さらに第6号、「平成21年度における広域連合が行う均等割額が7割減額されている被保険者（前号の規定による均等割額の減額を受けている者を除く。）に係る均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のための財源に充てるとき。」を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第26号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第26号について質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定をいた

しました。

日程第 1 4 議案第 2 7 号「副広域連合長の選任について」

○議長（宮武 博君）

次に、日程第 14、議案第 27 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。
提案理由、内容の説明をお願いいたします。
広域連合長。説明。

○広域連合長（高木 直矢君）

事務局長から説明を。

○議長（宮武 博君）

はい。

それでは、事務局長。

○事務局長（保崎博道君）〔登壇〕

失礼いたします。副連合長の選任につきまして、提案理由、内容の説明をさせていただきます。

現在副連合長は空席となっております。連合長からの推挙ということになります。

ちょっとお待ちください。

失礼しました。津山市長の桑山博之市長を副連合長として選任をさせていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

それでは、提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 27 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願ひたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

はい、御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 27 号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

はい、質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

はい、討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、議案第 27 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり同意することに決定をいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午後 4 時 00 分 休憩

午後 4 時 12 分 再開

○議長（宮武 博君）

もう再開してよろしいか。

日程第 15 請願第 1 号「保険料の滞納を理由とした「資格証」の発行を行なわないことの請願書」

○議長（宮武 博君）

それでは、日程第 15、請願第 1 号「保険料の滞納を理由にした「資格証」の発行を行なわないことの請願書」を議題といたします。

請願文書表をお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

お諮りいたします。

請願第 1 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより、請願第 1 号を採決いたします。この採決は、請願第 1 号を採択することに賛成の方の起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第 1 号「保険料の滞納を理由にした「資格証」の発行を行なわないことの請願書」

を採択することに賛成の方は起立を求めます。

[起立なし]

○議長（宮武 博君）

起立なしであります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年8月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。本日は大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午後4時13分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	黒見節子	○ 制度の広報と周知について ○ 特別軽減について ○ 事務担当者段階の会議について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第15号	木下哲夫	専決処分した平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について
議案第15号	黒見節子	専決処分した平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について
議案第16号	黒見節子	専決処分した平成20年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)について
議案第21号	木下哲夫	平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
議案第22号	木下哲夫	平成21年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 池田 仁 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 瀧 本 豊 文

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 黒 田 晋